

消費者被害注意情報

202101号

令和3年10月21日
島根県消費者センター
空岡(啓発)・前田(相談)
Tel:0852-22-5103
Fax:0852-32-5918
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

災害後の住宅調査や保険金の請求代行の勧誘に注意!

今年の夏は、県内の広い地域で豪雨や台風による被害が発生しました。大規模な災害が発生すると、それに乗じて電話や訪問による不審な勧誘や悪質商法が横行する傾向があります。島根県消費者センターにも、被災状況の調査や保険金請求の代行の勧誘や訪問についての相談が寄せられています。

実際に寄せられた相談事例

災害発生から時間が経っていたり、被災地域以外でも発生事例があります。注意しましょう。

- 1 「この地域は台風の激甚地区にあたるので調査させて欲しい」と訪問があった。再度来訪の約束をしたが、信頼できるのか?どのように対処したらよいか。
- 2 「火災保険をかけていて家屋の損傷があれば、台風被害として保険金請求手続きが可能」という電話があった。台風被害でないのに、うその請求をして大丈夫だろうか?
- 3 高齢の家族が一人で在宅の時に、度々業者がやってくる。名刺があるが、何の業者が分からない。保険請求の代行らしく、対応した家族は「契約はしていない」というが心配だ。

消費者センターからのアドバイス



- ・調査が無料でも、保険金の請求代行などで、高率の手数料の請求を受けた事例もあります。すぐに契約することは避けましょう。
- ・保険金を請求する場合、加入先の保険代理店等を通じて、自分で手続きすれば、簡易で手数料もかかりません。
- ・虚偽の理由で、保険金請求をすることは絶対にやめてください。詐欺罪に該当し、相談者自身も共犯者として罰せられることとなります。
- ・断っているのに繰り返し勧誘することは、法の定める「再勧誘の禁止」に違反します。
- ・万一、契約した場合も訪問や電話による勧誘の場合は、クーリング・オフができます(契約書面の交付から8日間)。

心配だなと思ったら、まずは、お近くの消費生活センターなどにご相談を!



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

火災保険・損害保険
の保険金請求は自分
で行いましょう!

勧められても、嘘の
理由で保険金請求し
てはダメ!

国や保険業界からの情報

国民生活センター〔令和3年8月20日〕
「ご用心 災害に便乗した悪質商法」



一般団法人 日本損害保険協会
「保険が使える」にご用心!

